令和８年度尾張北部環境組合　上半期財政状況

１．一般会計歳入歳出予算の執行状況（令和８年９月３０日現在）

（１）歳入

区分／款	予算現額	調定額	収入済額	予算構成比
	円	円	円	%
１　分担金及び負担金	1,347,125,000	496,553,000	496,553,000	24.5
２　国庫支出金	1,363,427,000	1,363,427,000	0	24.9
３　繰越金	87,000	28,412,815	28,412,815	0.1
４　諸収入	8,050,000	0	0	0.1
５　組合債	2,765,200,000	0	0	50.4
歳入合計	5,483,889,000	1,888,392,815	524,965,815	100.0

（２）歳出

区分／款	予算現額	支出済額	予算残額	予算構成比
	円	円	円	%
１　議会費	1,109,000	64,075	1,044,925	0.1
２　総務費	84,742,000	2,398,707	82,343,293	1.5
３　建設事業費	5,354,216,000	170,501,940	5,183,714,060	97.6
４　公債費	42,822,000	20,389,127	22,432,873	0.8
５　予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
歳出合計	5,483,889,000	193,353,849	5,290,535,151	100.0

２．財産、地方債及び一時借入金の現在高（令和８年９月３０日現在）

（公有財産）

区分	建物	土地
行政財産	0 ㎡	27,744.08 ㎡

（地方債及び一時借入金）

（１）地方債

区分	借入先	現在高
一般会計	財政融資資金	1,964,200,000 円

（２）一時借入金

なし

３．その他

（１）構成市町の面積

犬山市　　７４．９０ｋ㎡

江南市　　３０．２０ｋ㎡

大口町　　１３．６１ｋ㎡

扶桑町　　１１．１９ｋ㎡　　合計　１２９．９０ｋ㎡

（２）構成市町の人口及び世帯数　　（令和８年９月３０日現在）

区分	人口			世帯数
	男	女	合計	
犬山市	35,174 人	35,727 人	70,901 人	32,707 世帯
江南市	47,861 人	49,600 人	97,461 人	43,914 世帯
大口町	12,055 人	11,811 人	23,866 人	10,261 世帯
扶桑町	17,243 人	17,560 人	34,803 人	15,510 世帯
合　計	112,333 人	114,698 人	227,031 人	102,392 世帯

４．令和７年度一般会計歳入歳出決算の状況

（１）歳入

区　分 款	予算現額（繰越明許費を含む）	収入済額	予算現額と収入済額との比較	予算に対する収入率
１　分担金及び負担金	円 888,133,000	円 888,133,000	円 0	% 100.0
２　国庫支出金	324,699,000	324,699,000	0	100.0
３　繰越金	(31,429,000) 38,263,000	(31,429,000) 38,263,164	(0) 164	100.0
４　諸収入	12,008,000	12,007,000	△1,000	99.9
５　組合債	1,274,800,000	1,274,800,000	0	100.0
歳入合計	(31,429,000) 2,537,903,000	(31,429,000) 2,537,902,164	△836	99.9

（　）内は繰越明許費

（２）歳出

区　分 款	予算現額（繰越明許費を含む）	支出済額	予算現額と支出済額との比較	予算に対する支出率
１　議会費	円 742,000	円 641,306	円 100,694	% 86.4
２　総務費	77,798,000	74,963,629	2,834,371	96.4
３　建設事業費	(31,429,000) 2,447,365,000	(31,341,500) 2,422,887,068	(87,500) 24,477,932	99.0
４　公債費	10,998,000	10,997,346	654	99.9
５　予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
歳出合計	(31,429,000) 2,537,903,000	(31,341,500) 2,509,489,349	(87,500) 28,413,651	98.9

（　）内は繰越明許費

（３）実質収支

区　分	金　額
１　歳入総額	千円 2,537,902
２　歳出総額	2,509,489
３　歳入歳出差引額	28,413
４　翌年度へ繰り越すべき財源 (繰越明許費繰越額)	0
５　実質収支額	28,413
６　実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額	0